

都市局千葉市決裁規程共通専決事項の取扱いに関する事務処理要領

- 1 千葉市決裁規程（平成4年千葉市訓令（甲）第1号。以下、決裁規程という。）別表第1共通専決事項第1項一般的事項の表中（5）、（6）、（7）に規定する専決事項について都市局所管事項の取扱いを別表1のとおり定める。
- 2 別表第1中共通専決事項1に定める専決事項（5）に該当する事項として定める処分について、当該処分を拒否する処分を行う場合には、決裁規程における（5）、（6）の規定の趣旨を踏まえ、当該処分の専決者となっている者と同等以上の決裁を受けるものとする。
- 3 決裁規程別表第1共通専決事項3財務に関する事項（1）、（2）に規定する専決事項については、別表2に掲げる専決すべき事項を除き課長への回議を要するものとする。
- 4 別表2に掲げる専決すべき事項の課内回議の順序は、同表の課内回議の欄に掲げるとおりとする。
- 5 この要領における用語の意義は、決裁規程の例によるものとする。
- 6 この要領の規定は、決裁規程第9条第2項の規定により、専決権者が重要又は異例と認めたものについて、その上位者に決裁を受けることを妨げない。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

この要領は、平成25年6月1日から施行する。

この要領は、平成25年7月1日から施行する。

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

この要領は、平成27年7月1日から施行する。

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

この要領は、平成29年10月25日から施行する。

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

この要領は、平成31年3月29日から施行する。

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

この要領は、令和2年10月1日から施行する。

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

別表 1

部	課	班	専決すべき事項	専決者						共通専決事項 1 に定める専決事項	備考
				局長	部長	第一類事業所長	課長・第二類事業所長・副園長	課内室長・担当課長	主査		
都市政策課	企画班	(1) 都市再生特別措置法第 88 条第 1 項の規定による届出の受理				○			(7)		
都市政策課	企画班	(2) 都市再生特別措置法第 88 条第 2 項の規定による届出事項の変更の届出の受理				○			(7)		
都市政策課	企画班	(3) 都市再生特別措置法第 108 条第 1 項の規定による届出の受理				○			(7)		
都市政策課	企画班	(4) 都市再生特別措置法第 108 条第 2 項の規定による届出事項の変更の届出の受理				○			(7)		

都市政策課	企画班	(5) 都市再生特別措置法第 108 条の 2 第 1 項の規定による届出の受理				○				(7)	
都市政策課	都市景観デザイン室	(6) 景観条例第 20 条第 1 項の規定による認定		○						(5)	
都市政策課	都市景観デザイン室	(7) 景観条例第 21 条第 1 項の規定による認定の取消し		○						(6)	
都市政策課	都市景観デザイン室	(8) 景観条例第 22 条第 1 項の規定による提案の受理	○							(7)	
都市政策課	都市景観デザイン室	(9) 屋外広告物法(昭和 24 年法律第 189 号)第 7 条第 3 項及び第 4 項の規定による広告物の除却					○			(6)	
都市政策課	都市景観デザイン室	(10) 千葉市屋外広告物条例(平成 3 年千葉市条例第 63 号。以下「屋広物条例」という。)第 6 条第 1 項の規定による許可及び同条第 2 項の規定による条件の付加					○			(5)	
都市政策課	都市景観デザイン室	(11) 屋広物条例第 11 条の規定による許可の取消					○			(6)	
都市政策課	都市景観デザイン室	(12) 屋広物条例第 14 条の規定による措置命令		○						(6)	
都市政策課	都市景観デザイン室	(13) 屋広物条例第 22 条の規定による屋外広告業の登録申請の受理					○			(7)	

	都市政策課	都市景観デザイン室	(14) 屋広物条例第 24 条の規定による登録の拒否					○		(6)	
	都市政策課	都市景観デザイン室	(15) 屋広物条例第 28 条の規定による抹消		○					(6)	
	都市政策課	都市景観デザイン室	(16) 屋広物条例第 29 条第 1 項第 5 号の規定による認定					○		(5)	
	都市政策課	都市景観デザイン室	(17) 屋広物条例第 32 条の規定による取消し等の命令		○					(6)	
	都市政策課	都市景観デザイン室	(18) 屋広物条例第 33 条の規定による報告若しくは資料の提出又は立入検査					○		(5)	
	都市政策課	都市景観デザイン室	(19) 屋広物条例第 36 条の規定による届出の受理					○		(7)	
都市部	都市計画課	計画班	(1) 都計法第 53 条第 1 項に規定する建築の許可					○		(5)	
都市部	都市計画課	計画班	(2) 都計法第 81 条の規定による監督処分		○					(5)	
都市部	都市計画課	土地利用班	(3) 都計法第 58 条の 2 第 1 項及び第 2 項並びに第 58 条の 3 の規定による地区計画等の区域内における行為の届出の受理					○		(7)	
都市部	交通政策課	調整班	(1) 千葉県港湾管理条例第 4 条の規定による港湾施設の使用許可					○		(5)	

都 市 部	交通政 策課	調整班	(2) 千葉県港湾管理条例 5 条の規定 による目的外使用許可					○		(5)	
都 市 部	交通政 策課	調整班	(3) 千葉県港湾管理条例第 6 条の規 定による許可事項の変更許可					○		(5)	
都 市 部	交通政 策課	調整班	(4) 千葉県港湾管理条例第 11 条の 3 に規定する港湾施設内での物品販売, 集会及び映画撮影等の行為の許可					○		(5)	
都 市 部	交通政 策課	調整班	(5) 千葉県港湾管理条例第 12 条の 規定による植物防疫法の規定に基づ くくん蒸作業実施の届出の受理					○		(7)	
都 市 部	交通政 策課	調整班	(6) 千葉県港湾管理条例第 13 条の 規定による港湾施設使用許可に伴う 取消し等の監督処分					○		(6)	
都 市 部	交通政 策課	調整班	(7) 千葉県港湾管理条例第 15 条の 規定による(許可を受けた者の)地位 承継届の受理					○		(7)	
都 市 部	交通政 策課	調整班	(8) 千葉県港湾管理条例第 16 条の 規定による係留船舶への移動命令					○		(6)	
都 市 部	交通政 策課	調整班	(9) 千葉県港湾管理条例第 17 条の 規定による補修命令					○		(6)	
都 市 部	交通政 策課	調整班	(10) 都市公園法第 5 条第 2 項の規 定に基づく公園施設の設置又は管理 の許可(公園管理課及び公園緑地事務 所が所管するものを除く。)		○ 重要 なも の			○		(5)	
都 市 部	交通政 策課	調整班	(11) 都市公園法第 6 条第 1 項の規 定に基づく公園の占用の許可(都心整 備課及び公園緑地事務所が所管する ものを除く。)					○		(5)	
都 市 部	交通政 策課	調整班	(12) 都市公園法第 27 条の規定に基 づく公園の占有者又は使用者に対す る監督処分(都心整備課及び公園緑地 事務所が所管するものを除く。)					○		(6)	

都市部	交通政策課	調整班	(13) 都市公園条例第 2 条第 1 項の規定に基づく公園内の行為の許可(都心整備課及び公園緑地事務所が所管するものを除く。)					○		(5)	
都市部	交通政策課	調整班	(14) 駐車場法第 12 条から第 14 条までの規定による届出の処理					○		(7)	
都市部	交通政策課	調整班	(15) 駐車場法第 18 条及び第 19 条の規定による立ち入り検査等、是正命令					○		(6)	
都市部	交通政策課	調整班	(16) 建築物における駐車施設の附置等に関する条例施行規則第 2 条第 2 項の規定による通知					○		(7)	
都市部	交通政策課	調整班	(17) 建築物における駐車施設の附置等に関する条例施行規則第 5 条第 3 項の規定による承認の通知					○		(5)	
都市部	交通政策課	調整班	(18) 建築物における駐車施設の附置等に関する条例施行規則第 5 条第 3 項の規定による不承認の通知					○		(6)	
都市部	都心整備課	企画班	(1) 都市計画法第 26 条第 1 項の規定による試掘等の許可(千葉都心のまちづくりに関するもの。)					○		(5)	
都市部	都心整備課	企画班	(2) 都市再開発法(昭和 44 年法律第 38 号。以下「再開発法」という。)第 7 条の 4 第 1 項の規定による建築の許可					○		(5)	
都市部	都心整備課	企画班	(3) 再開発法第 60 条第 1 項の規定による立ち入りの許可					○		(5)	
都市部	都心整備課	企画班	(4) 再開発法第 61 条第 1 項の規定による試掘等の許可					○		(5)	

都市部	都心整備課	企画班	(5) 現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律(平成23年法律第82号)附則第35条第6項、第56条第4項又は第72条第4項の規定によりなお従前の例によることとされる租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令(平成23年政令第199号)第1条の規定による改正前の租税特別措置法施行令(以下「政令」という。)第25条の4第2項、第39条の7第9項又は第39条の106第2項の規定に基づく要件に該当する特定民間再開発事業であることについての認定		○					(5)	
都市部	都心整備課	企画班	(6) 現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律附則第35条第6項、第56条第4項又は第72条第4項の規定によりなお従前の例によることとされる政令第25条の4第16項、第39条の7第11項又は第39条の106第4項の規定に基づく地区外転出事情があることについての認定			○				(5)	
都市部	都心整備課	管理班	(7) 都市公園法第5条第2項の規定に基づく公園施設の設置又は管理の許可(交通政策課、公園管理課及び公園緑地事務所が所管するものを除く。)	○	重要なもの	○				(5)	
都市部	都心整備課	管理班	(8) 都市公園法第6条第1項の規定に基づく公園の占用の許可(交通政策課及び公園緑地事務所が所管するものを除く。)			○				(5)	
都市部	都心整備課	管理班	(9) 都市公園法第27条の規定に基づく公園の占有者又は使用者に対する監督処分(交通政策課及び公園緑地事務所が所管するものを除く。)			○				(6)	

都市部	都心整備課	管理班	(10) 都市公園条例第 2 条第 1 項の規定に基づく公園内の行為の許可(交通政策課及び公園緑地事務所が所管するものを除く。)				○				(5)	
都市部	市街地整備課	計画班	(1) 土地区画整理法(昭和 29 年法律第 119 号。以下「区画法」という。)第 4 条第 1 項に規定する施行の認可				○				(5)	
都市部	市街地整備課	計画班	(2) 区画法第 10 条第 1 項に規定する規準又は規約及び事業計画の変更の認可				○				(5)	
都市部	市街地整備課	計画班	(3) 区画法第 11 条第 4 項に規定する規約の認可				○				(5)	
都市部	市街地整備課	計画班	(4) 区画法第 13 条第 1 項に規定する事業の廃止又は終了の認可				○				(5)	
都市部	市街地整備課	計画班	(5) 区画法第 20 条第 1 項に規定する事業計画の縦覧並びに同条第 3 項の規定による事業計画の修正の命令及び意見の不採択の通知				○				(6)	
都市部	市街地整備課	計画班	(6) 区画法第 49 条に規定する決算報告の承認				○				(5)	
都市部	市街地整備課	計画班	(7) 区画法第 50 条第 3 項及び第 4 項に規定する合併の認可				○				(5)	
都市部	市街地整備課	計画班	(8) 区画法第 51 条の 8 第 1 項に規定する規準及び事業計画の縦覧並びに同条第 3 項の規定による規準及び事業計画の修正の命令及び意見の不採択の通知				○				(6)	
都市部	市街地整備課	計画班	(9) 区画法第 51 条の 10 第 1 項に規定する規準又は事業計画の変更				○				(5)	

都市部	市街地整備課	計画班	(10) 区画法第 51 条の 11 第 1 項に規定する合併若しくは分割又は事業の全部若しくは一部の譲渡及び譲受けの認可		○						(5)	
都市部	市街地整備課	事業推進班	(11) 区画法第 72 条第 1 項に規定する土地の立入り				○				(5)	
都市部	市街地整備課	事業推進班	(12) 区画法第 76 条第 1 項に規定する建築行為等の許可				○				(5)	
都市部	市街地整備課	事業推進班	(13) 区画法第 76 条第 4 項の規定による原状回復等の命令	○							(6)	
都市部	市街地整備課	事業推進班	(14) 区画法第 77 条第 1 項の規定による建築物等の移転及び除却	○							(6)	
都市部	市街地整備課	計画班	(15) 区画法第 85 条第 1 項の規定による権利の申告及び同条第 3 項の規定による届出の受理				○				(7)	
都市部	市街地整備課	計画班	(16) 区画法第 98 条第 1 項の規定による仮換地の指定		○						(5)	
都市部	市街地整備課	計画班	(17) 区画法第 103 条第 1 項の規定による換地処分のお知らせ		○						(5)	
都市部	市街地整備課	計画班	(18) 千葉市土地区画整理事業の保留地処分に関する規則(昭和 46 年千葉市規則第 42 号。以下「処分規則」という。)第 10 条第 2 項(第 28 条及び第 31 条において準用する場合を含む。)の規定による保留地買受申請書の受理				○				(7)	
都市部	市街地整備課	計画班	(19) 処分規則第 17 条第 2 項の規定による保留地入札指定書の交付				○				(5)	

都 市 部	市街地 整備課	計画班	(20) 処分規則第 32 条の規定による 保留地売払決定の通知				○			(5)	
都 市 部	市街地 整備課	計画班	(21) 処分規則第 37 条の規定による 保留地売買代金分割納付の許可				○			(5)	
都 市 部	市街地 整備課	計画班	(22) 処分規則第 39 条ただし書の規 定による保留地の使用の承認				○			(5)	
都 市 部	市街地 整備課	計画班	(23) 処分規則第 8 条の規定による 承認及び届出の受理				○			(7)	
都 市 部	市街地 整備課	計画班	(24) 保留地処分審査委員会の議事 結果の報告		○					(7)	
都 市 部	市街地 整備課	計画班	(25) 地区内の土地の使用許可				○			(5)	
都 市 部	市街地 整備課	計画班	(26) 使用土地の原状回復の指示		○					(6)	
都 市 部	市街地 整備課	事業推 進班	(27) 都市計画法第 26 条第 1 項の規 定による試掘等の許可(市街地再開発 事業に関するもので、都心整備課が所 管するものを除く。)				○			(5)	
都 市 部	市街地 整備課	事業推 進班	(28) 区画法第 19 条第 3 項及び第 51 条の 7 第 2 項の規定による借地権の 申告の受理				○			(7)	
都 市 部	市街地 整備課	事業推 進班	(29) 区画法第 28 条第 8 項の規定に よる事業報告書、収支決算書及び財産 目録の受理				○			(7)	
都 市 部	市街地 整備課	事業推 進班	(30) 区画法第 29 条第 1 項の規定に よる理事の氏名等の届出の受理				○			(7)	

都市部	市街地整備課	事業推進班	(31) 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和50年法律第67号)第7条第1項に規定する建築行為等の許可				○			(5)	
都市部	市街地整備課	事業推進班	(32) 再開発法第7条の4第1項の規定による建築の許可(都心整備課が所管するものを除く。)				○			(5)	
都市部	市街地整備課	計画班	(33) 再開発法第7条の9第1項の規定による施行の認可			○				(5)	
都市部	市街地整備課	計画班	(34) 再開発法第7条の16第1項の規定による規準若しくは規約又は事業計画の変更の認可			○				(5)	
都市部	市街地整備課	計画班	(35) 再開発法第7条の17第4項の規定による施行者に変更を生じた場合の規約の認可			○				(5)	
都市部	市街地整備課	計画班	(36) 再開発法第7条の20第1項の規定による第一種市街地再開発事業の終了の認可			○				(5)	
都市部	市街地整備課	事業推進班	(37) 再開発法第28条第1項の規定による理事長の氏名等の届出の受理				○			(7)	
都市部	市街地整備課	計画班	(38) 再開発法第38条第1項の規定による定款又は事業計画若しくは事業基本方針の変更の認可			○				(5)	
都市部	市街地整備課	計画班	(39) 再開発法第49条の規定による決算報告の承認			○				(5)	
都市部	市街地整備課	事業推進班	(40) 再開発法第60条第1項の規定による立ち入りの許可				○			(5)	
都市部	市街地整備課	事業推進班	(41) 再開発法第61条第1項の規定による試掘等の許可(都心整備課が所管するものを除く。)				○			(5)	

都市部	市街地整備課	事業推進班	(42) 再開発法第 66 条第 1 項の規定による建築等の許可				○			(5)	
都市部	市街地整備課	計画班	(43) 再開発法第 72 条第 1 項の規定による権利変換計画の認可(個人施行者及び組合の施行に係るものに限る。)				○			(5)	
都市部	市街地整備課	計画班	(44) 再開発法第 72 条第 4 項の規定による権利変換計画の変更の認可(個人施行者及び組合の施行に係るものに限る。)				○			(5)	
都市部	市街地整備課	計画班	(45) 現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律(平成 23 年法律第 82 号)附則第 35 条第 6 項、第 56 条第 4 項又は第 72 条第 4 項の規定によりなお従前の例によることとされる政令第 25 条の 4 第 2 項、第 39 条の 7 第 9 項又は第 39 条の 106 第 2 項の規定に基づく要件に該当する特定民間再開発事業であることについての認定(都心整備課が所管するものを除く。)				○			(5)	
都市部	市街地整備課	計画班	(46) 現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律附則第 35 条第 6 項、第 56 条第 4 項又は第 72 条第 4 項の規定によりなお従前の例によることとされる政令第 25 条の 4 第 16 項、第 39 条の 7 第 11 項又は第 39 条の 106 第 4 項の規定に基づく地区外転出事情があることについての認定(都心整備課が所管するものを除く。)				○			(5)	
都市部	土地区画整理事務所	検・寒・換地工務班(東)	(1) 区画法第 72 条第 1 項の規定による土地の立入り				○			(5)	

都 市 部	土 地 区 画 整 理 事 務 所	検・寒・ 換 地 工 務 班 (東)	(2) 区画法第 76 条第 1 項に規定する建築行為等の許可				○			(5)	
都 市 部	土 地 区 画 整 理 事 務 所	検・寒・ 換 地 工 務 班 (東)	(3) 区画法第 76 条第 4 項の規定による原状回復等の命令	○						(6)	
都 市 部	土 地 区 画 整 理 事 務 所	検・寒・ 換 地 工 務 班 (東)	(4) 区画法第 85 条第 1 項の規定による権利の申告及び同条第 3 項の規定による届出の受理				○			(7)	
都 市 部	土 地 区 画 整 理 事 務 所	検・寒・ 換 地 工 務 班 (東)	(5) 区画法第 98 条第 1 項の規定による仮換地の指定		○					(5)	
都 市 部	土 地 区 画 整 理 事 務 所	検・寒・ 換 地 工 務 班 (東)	(6) 区画法第 103 条第 1 項の規定による換地処分のお知らせ		○					(5)	
都 市 部	土 地 区 画 整 理 事 務 所	検	(7) 処分規則第 10 条第 2 項(第 28 条及び第 31 条において準用する場合を含む。)の規定による保留地買受申請書の受理(検見川稲毛土地区画整理事務所に限る。)				○			(7)	
都 市 部	土 地 区 画 整 理 事 務 所	検	(8) 処分規則第 17 条第 2 項の規定による保留地入札指定書の交付(検見川稲毛土地区画整理事務所に限る。)				○			(5)	
都 市 部	土 地 区 画 整 理 事 務 所	検	(9) 処分規則第 32 条の規定による保留地売払決定のお知らせ(検見川稲毛土地区画整理事務所に限る。)				○			(5)	
都 市 部	土 地 区 画 整 理 事 務 所	検	(10) 処分規則第 37 条の規定による保留地売買代金分割納付の許可(検見川稲毛土地区画整理事務所に限る。)				○			(5)	
都 市 部	土 地 区 画 整 理 事 務 所	検	(11) 処分規則第 39 条ただし書の規定による保留地の使用の承認(検見川稲毛土地区画整理事務所に限る。)				○			(5)	

都 市 部	土地 区 画 整 理 事 務 所	検	(12) 処分規則第 8 章の規定による承認及び届出の受理(検見川稲毛土地区画整理事務所に限る。)				○				(7)	
都 市 部	土地 区 画 整 理 事 務 所	検	(13) 保留地処分審査委員会の議事結果の報告(検見川稲毛土地区画整理事務所に限る。)				○				(7)	
都 市 部	土地 区 画 整 理 事 務 所	検・寒・ 換地工 務班 (東)	(14) 区画法第 77 条第 1 項の規定による建築物等の移転及び除却				○				(6)	
都 市 部	土地 区 画 整 理 事 務 所	検・寒・ 補償班 (東)	(15) 地区内の土地の使用許可				○				(5)	
都 市 部	土地 区 画 整 理 事 務 所	検・寒・ 補償班 (東)	(16) 使用土地の原状回復の指示				○				(6)	
都 市 部	都市安 全課	家屋班	(1) 千葉市空家等及び空地の対策の推進に関する条例(平成 29 年千葉市条例第 31 号)第 7 条第 9 項の規定による命令代行措置				○				都市 部	
建 築 部	住宅政 策課	住宅企 画第一 班	(1) マンションの建替え等の円滑化に関する法律(平成 14 年法律第 78 号。以下「建替円滑化法」という。)第 9 条第 1 項の規定による組合設立の認可				○				(5)	
建 築 部	住宅政 策課	住宅企 画第一 班	(2) 建替円滑化法第 11 条第 1 項の規定による事業計画の縦覧				○				(5)	
建 築 部	住宅政 策課	住宅企 画第一 班	(3) 建替円滑化法第 11 条第 3 項の規定による事業計画の修正命令又は意見書の不採択通知				○				(6)	
建 築 部	住宅政 策課	住宅企 画第一 班	(4) 建替円滑化法第 14 条第 3 項の規定による同条第 1 項の図書の縦覧				○				(5)	

建築部	住宅政策課	住宅企画第一班	(5) 建替円滑化法第 34 条第 1 項の規定による定款又は事業計画の変更の認可	○						(5)	
建築部	住宅政策課	住宅企画第一班	(6) 建替円滑化法第 38 条第 4 項の規定による組合解散の認可	○						(5)	
建築部	住宅政策課	住宅企画第一班	(7) 建替円滑化法第 65 条の規定による権利変換計画の認可	○						(5)	
建築部	住宅政策課	住宅企画第一班	(8) 建替円滑化法第 94 条第 1 項の規定による管理規約の認可	○						(5)	
建築部	住宅政策課	住宅企画第一班	(9) 建替円滑化法第 97 条第 2 項の規定による措置命令		○					(5)	
建築部	住宅政策課	住宅企画第一班	(10) 建替円滑化法第 98 条第 4 項の規定による認可の取消し	○						(6)	
建築部	住宅政策課	住宅企画第二班	(11) 高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成 13 年法律第 26 号。以下「安定確保法」という。)第 7 条第 1 項の規定によるサービス付き高齢者向け住宅事業の登録及び同条第 3 項の規定による通知				○			(5)	
建築部	住宅政策課	住宅企画第二班	(12) 安定確保法第 7 条第 4 項の規定による通知				○			(5)	
建築部	住宅政策課	住宅企画第二班	(13) 安定確保法第 8 条第 1 項の規定によるサービス付き高齢者向け住宅事業の登録の拒否及び同条第 2 項の規定による通知		○					(6)	
建築部	住宅政策課	住宅企画第二班	(14) 安定確保法第 9 条第 3 項の規定によるサービス付き高齢者向け住宅事業の登録事項等の変更				○			(5)	

建築部	住宅政策課	住宅企画第二班	(15) 安定確保法第 10 条の規定による登録簿の閲覧				○			(5)	
建築部	住宅政策課	住宅企画第二班	(16) 安定確保法第 11 条の規定によるサービス付き高齢者向け住宅事業の地位の承継の届出の受理				○			(7)	
建築部	住宅政策課	住宅企画第二班	(17) 安定確保法第 13 条第 1 項の規定によるサービス付き高齢者向け住宅事業の登録の抹消及び千葉市におけるサービス付き高齢者向け住宅の登録に係る高齢者の居住の安定確保に関する法律実施要綱第 14 条の 2 の規定による通知		○					(6)	
建築部	住宅政策課	住宅企画第二班	(18) 安定確保法第 24 条の規定によるサービス付き高齢者向け住宅事業の登録事業者等に対する業務に関する報告の徴収及び検査等の実施				○			(6)	
建築部	住宅政策課	住宅企画第二班	(19) 安定確保法第 25 条の規定によるサービス付き高齢者向け住宅事業の登録事業者に対する指示				○			(6)	
建築部	住宅政策課	住宅企画第二班	(20) 安定確保法第 26 条の規定によるサービス付き高齢者向け住宅事業の登録の取消し及び同条第 3 項の規定による通知	○						(6)	
建築部	住宅政策課	住宅企画第二班	(21) 安定確保法第 54 条の規定による終身賃貸事業の認可及び第 55 条第 3 項の規定による通知		○					(5)	
建築部	住宅政策課	住宅企画第二班	(22) 安定確保法第 56 条の規定による終身賃貸事業の変更認可		○					(5)	
建築部	住宅政策課	住宅企画第二班	(23) 安定確保法第 58 条の規定による終身賃貸の解約申入の承認		○					(5)	

建築部	住宅政策課	住宅企画第二班	(24) 安定確保法第 66 条の規定による認可事業者に対する認可住宅の管理の状況についての報告の徴収		○						(7)	
建築部	住宅政策課	住宅企画第二班	(25) 安定確保法第 67 条第 2 項の規定による終身賃貸事業の一般承継人の地位承継届出の受理				○				(7)	
建築部	住宅政策課	住宅企画第二班	(26) 安定確保法第 67 条第 3 項の規定による終身賃貸事業の権原取得者の地位承継の承認				○				(5)	
建築部	住宅政策課	住宅企画第二班	(27) 安定確保法第 68 条の規定による認可事業者に対する改善命令	○							(6)	
建築部	住宅政策課	住宅企画第二班	(28) 安定確保法第 69 条の規定による認可事業者に対する事業認可の取消し	○							(6)	
建築部	住宅政策課	住宅企画第二班	(29) 安定確保法第 70 条の規定による認可事業者の廃止の届出の受理		○						(7)	
建築部	住宅政策課	住宅企画第二班	(30) 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成 19 年法律第 112 号。以下「住宅セーフティネット法」という。)第 10 条第 1 項の規定による住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の登録及び同条第 3 項の規定による通知				○				(5)	
建築部	住宅政策課	住宅企画第二班	(31) 住宅セーフティネット法第 10 条第 4 項の規定による通知				○				(6)	
建築部	住宅政策課	住宅企画第二班	(32) 住宅セーフティネット法第 11 条第 1 項の規定による登録の拒否及び同条第 2 項の規定による通知				○				(6)	

建築部	住宅政策課	住宅企画第二班	(33) 住宅セーフティネット法第 12 条第 3 項の規定による登録事項等の変更				○			(5)	
建築部	住宅政策課	住宅企画第二班	(34) 住宅セーフティネット法第 13 条の規定による登録簿の閲覧				○			(5)	
建築部	住宅政策課	住宅企画第二班	(35) 住宅セーフティネット法第 15 条の規定による登録の抹消		○					(6)	
建築部	住宅政策課	住宅企画第二班	(36) 住宅セーフティネット法第 22 条の規定による報告の徴収				○			(6)	
建築部	住宅政策課	住宅企画第二班	(37) 住宅セーフティネット法第 23 条の規定による指示				○			(6)	
建築部	住宅政策課	住宅企画第二班	(38) 住宅セーフティネット法第 24 条第 1 項及び第 2 項の規定による登録の取消し並びに同条第 3 項の規定による通知	○						(6)	
建築部	住宅整備課	管理班	(1) 市営住宅条例第 5 条の規定による公営住宅の入居の決定					○		(5)	
建築部	住宅整備課	管理班	(2) 市営住宅条例第 12 条に規定する同居の承認					○		(5)	
建築部	住宅整備課	管理班	(3) 市営住宅条例第 13 条第 1 項に規定する承継の承認					○		(5)	
建築部	住宅整備課	管理班	(4) 市営住宅条例第 29 条に規定する住宅以外の用途の併用の承認					○		(5)	

建築部	住宅整備課	管理班	(5) 市営住宅条例第 30 条第 1 項に規定する公営住宅の様態替等の承認					○		(5)	
建築部	住宅整備課	管理班	(6) 市営住宅条例第 36 条の規定による住宅のあっせん					○		(5)	
建築部	住宅整備課	管理班	(7) 市営住宅条例第 43 条第 1 項の規定による届出の受理					○		(7)	
建築部	宅地課	企画調査班	(1) 国土利用計画法(昭和 49 年法律第 92 号。以下「国土法」という。)第 23 条第 1 項、第 27 条の 4 第 1 項及び第 27 条の 7 第 1 項の規定による届出の受理					○		(7)	
建築部	宅地課	企画調査班	(2) 公有地の拡大の推進に関する法律(昭和 47 年法律第 66 号。以下「公拓法」という。)第 4 条第 1 項及び第 5 条第 1 項の規定による届出及び申出の受理					○		(7)	
建築部	宅地課	審査第一班 審査第二班	(3) 都計法第 29 条第 1 項の規定による開発行為の許可		0.3ha 以上			0.3ha 未満		(5)	
建築部	宅地課	審査第一班 審査第二班	(4) 都計法第 34 条第 13 号の規定による既存の権利者の届出の受理					○		(7)	
建築部	宅地課	審査第一班 審査第二班	(5) 都計法第 35 条の 2 第 1 項の規定による開発行為の変更の許可		0.3ha 以上			0.3ha 未満		(5)	
建築部	宅地課	審査第一班 審査第二班	(6) 都計法第 35 条の 2 第 3 項の規定による開発行為の軽微な変更届出の受理					○		(7)	

建築部	宅地課	審査第一班 審査第二班	(7) 都計法第 36 条第 1 項の規定による工事完了届出の受理				○			(7)	
建築部	宅地課	審査第一班 審査第二班	(8) 都計法第 37 条第 1 号の規定による建築の承認				○			(5)	
建築部	宅地課	審査第一班 審査第二班	(9) 都計法第 38 条の規定による工事廃止届出の受理				○			(7)	
建築部	宅地課	審査第一班 審査第二班	(10) 都計法第 41 条第 2 項の規定による建築の許可				○			(5)	
建築部	宅地課	審査第一班 審査第二班	(11) 都計法第 42 条第 1 項の規定による建築等の許可				○			(5)	
建築部	宅地課	審査第一班 審査第二班	(12) 都計法第 43 条第 1 項の規定による建築等の許可				○			(5)	
建築部	宅地課	審査第一班 審査第二班	(13) 都計法第 44 条の規定による許可の承継届出の受理				○			(7)	
建築部	宅地課	審査第一班 審査第二班	(14) 都計法第 45 条の規定による地位の承継承認				○			(5)	
建築部	宅地課	審査第一班 審査第二班	(15) 宅地造成等規制法(昭和 36 年法律第 191 号。以下「宅造法」という。)第 8 条第 1 項及び第 12 条第 1 項の規定による許可		0.3ha 以上		0.3ha 未満			(5)	

建築部	宅地課	審査第一班 審査第二班	(16) 宅造法第14条第2項及び第3項に規定する監督処分		○						(6)	
建築部	宅地課	審査第一班 審査第二班	(17) 宅造法第15条第2項及び第3項の規定による工事等の届出の受理				○				(7)	
建築部	宅地課	審査第一班 審査第二班	(18) 宅造法第17条第1項及び第2項に規定する改善命令		○						(6)	
建築部	宅地課	審査第一班 審査第二班	(19) 千葉県宅地造成等規制法施行細則(平成4年千葉県規則第23号)第5条第1項、第8条及び第9条第1項の規定による届出の受理				○				(7)	
建築部	建築指導課	企画管理班	(1) 建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「建基法」という。)第44条第1項第2号及び第4号の規定による道路内建築の許可		○						(5)	
建築部	建築指導課	企画管理班	(2) 建基法第46条第1項に規定する壁面線の指定		○						(5)	
建築部	建築指導課	企画管理班	(3) 建基法第47条の規定による壁面線を越える建築の許可		○						(5)	
建築部	建築指導課	企画管理班	(4) 建基法第48条第1項から第13項までの規定による用途地域規制外建築の許可		○						(5)	
建築部	建築指導課	企画管理班	(5) 建基法第51条の規定による特殊建築物等の位置の許可	○							(5)	
建築部	建築指導課	企画管理班	(6) 建基法第52条第1項の規定による容積率に関する区域の指定	○							(5)	

建築部	建築指導課	企画管理班	(7) 建基法第52条第10項及び第11項の規定による建築物の許可並びに同条第14項の規定による建物の容積率の許可		○					(5)	
建築部	建築指導課	企画管理班	(8) 建基法第53条第4項及び第5項の規定による建ぺい率の許可及び同条第6項第3号の規定による建築物の許可		○					(5)	
建築部	建築指導課	企画管理班	(9) 建基法第53条の2第1項第3号及び第4号の規定による敷地面積の最低限度の許可		○					(5)	
建築部	建築指導課	企画管理班	(10) 建基法第55条第3項の規定による建築物の高さの許可		○					(5)	
建築部	建築指導課	企画管理班	(11) 建基法第56条の2第1項の規定による中高層建築物の日影の許可		○					(5)	
建築部	建築指導課	企画管理班	(12) 建基法第59条第1項第3号の規定による建築物の許可		○					(5)	
建築部	建築指導課	企画管理班	(13) 建基法第59条第4項の規定による建築物の許可		○					(5)	
建築部	建築指導課	企画管理班	(14) 建基法第59条の2第1項の規定による建築物の許可		○					(5)	
建築部	建築指導課	企画管理班	(15) 建基法第60条の2第1項第3号の規定による建築物の許可		○					(5)	
建築部	建築指導課	企画管理班	(16) 建基法第68条の3第4項の規定による建築物の高さの許可		○					(5)	

建築部	建築指導課	企画管理班	(17) 建基法第 68 条の 5 の 3 第 2 項の規定による建築物の高さの許可		○					(5)	
建築部	建築指導課	企画管理班	(18) 建基法第 68 条の 7 第 5 項の規定による建築物の許可		○					(5)	
建築部	建築指導課	企画管理班	(19) 建築法第 71 条、第 72 条、第 73 条、第 74 条、第 74 条の 2、第 76 条及び第 76 条の 3 の規定による建築協定の認可及び廃止等		○					(5)	
建築部	建築指導課	企画管理班	(20) 建基法第 85 条第 1 項及び第 3 項の規定による非常災害区域の指定及び仮設建築物の許可	○						(5)	
建築部	建築指導課	企画管理班	(21) 建基法第 85 条第 4 項、第 5 項及び第 6 項に規定する仮設建築物の許可				○			(5)	
建築部	建築指導課	企画管理班	(22) 建基法第 86 条第 3 項及び第 4 項の規定による建築物の許可		○					(5)	
建築部	建築指導課	企画管理班	(23) 建基法第 86 条の 2 第 2 項及び第 3 項の規定による建築物の許可		○					(5)	
建築部	建築指導課	企画管理班	(24) 建基法第 86 条の 5 第 3 項の規定による許可の取消し				○			(5)	
建築部	建築指導課	企画管理班	(25) 建基法第 87 条の 3 第 4 項、第 5 項及び第 6 項に規定する仮設建築物の許可				○			(5)	
建築部	建築指導課	企画管理班	(26) 千葉県新港経済振興地区建築条例(平成 13 年千葉県条例第 42 号)第 4 条第 1 項の規定による許可		○					(5)	

建築部	建築指導課	企画管理班	(27) 地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の規定に基づく許可		○					(5)	
建築部	建築指導課	企画管理班	(28) 千葉県幕張新都心文教地区建築条例(平成23年千葉県条例第25号)第4条第1項の規定による許可		○					(5)	
建築部	建築指導課	企画管理班	(29) 千葉県千葉駅東口周辺にぎわい商業業務地区建築条例(令和4年千葉県条例第13号)第4条第3項の規定による許可		○					(5)	
建築部	建築指導課	企画管理班	(30) マンションの建替え等の円滑化に関する法律(平成14年法律第78号)第105条第1項の規定による許可		○					(5)	
建築部	建築指導課	指導班	(31) 建基法第9条第1項に規定する違反建築物に対する措置		○					(6)	
建築部	建築指導課	指導班	(32) 建基法第10条第1項に規定する保安上危険であり又は衛生上有害である建築物に対する措置		○					(6)	
建築部	建築指導課	指導班	(33) 建基法第12条の規定による特定行政庁、建築監視員への報告の受理				○			(7)	
建築部	建築指導課	指導班	(34) 建基法第90条の2に規定する工事中の特殊建築物等に対する措置命令		○					(6)	
建築部	建築指導課	指導班	(35) 都計法第81条第1項に規定する監督処分		○					(6)	
建築部	建築指導課	指導班	(36) 建設リサイクル法第10条第3項の規定による命令		○					(6)	
建築部	建築指導課	指導班	(37) 建設リサイクル法第15条の規定による命令		○					(6)	

建築部	建築指導課	指導班	(38) 建設リサイクル法第42条第1項の規定による報告の徴収				○			(7)	
建築部	建築指導課	指導班	(39) 建設リサイクル法第43条第1項の規定による立入検査				○			(6)	
建築部	建築指導課	認定班	(40) 建基法第3条第1項第3号の規定による保存建築物の指定		○					(5)	
建築部	建築指導課	認定班	(41) 建基法第3条第1項第4号の規定による国宝等の原形の再現の認定		○					(5)	
建築部	建築指導課	認定班	(42) 建基法第42条第1項の規定による区域の指定		○					(5)	
建築部	建築指導課	認定班	(43) 建基法第42条第1項第4号の規定による道路の指定及び同項第5号に規定する道の位置の指定				○			(5)	
建築部	建築指導課	認定班	(44) 建基法第42条第2項及び第3項の規定による水平距離の指定		○					(5)	
建築部	建築指導課	認定班	(45) 建基法第42条第2項の規定による水平距離の緩和認定				○			(5)	
建築部	建築指導課	認定班	(46) 建基法第44条第1項第3号の規定による認定		○					(5)	
建築部	建築指導課	認定班	(47) 建基法第45条第1項に規定する私道の変更又は廃止の制限		○					(5)	
建築部	建築指導課	認定班	(48) 建基法第55条第2項の規定による建築物の高さの認定				○			(5)	

建築部	建築指導課	認定班	(49) 建基法第 57 条第 1 項の規定による高架の工作物内に設ける建築物等の認定				○			(5)	
建築部	建築指導課	認定班	(50) 建基法第 68 条の 3 第 1 項の規定による建築物の容積率、同条第 2 項の規定による建築物の建ぺい率及び同条第 3 項の規定による建築物の高さの認定				○			(5)	
建築部	建築指導課	認定班	(51) 建基法第 68 条の 4 の規定による建築物の容積率の認定				○			(5)	
建築部	建築指導課	認定班	(52) 建基法第 68 条の 5 の 5 第 1 項の規定による建築物の容積率の認定及び同条第 2 項の規定による建築物の高さの認定				○			(5)	
建築部	建築指導課	認定班	(53) 建基法第 68 条の 5 の 6 の規定による建築面積の算入に関する認定				○			(5)	
建築部	建築指導課	認定班	(54) 建基法第 68 条の 7 第 1 項に規定する予定道路の指定				○			(5)	
建築部	建築指導課	認定班	(55) 建基法第 84 条の規定による被災市街地における建築制限区域の指定				○			(5)	
建築部	建築指導課	認定班	(56) 建基法第 86 条第 1 項及び第 2 項の規定による建築物の認定				○			(5)	
建築部	建築指導課	認定班	(57) 建基法第 86 条の 2 第 1 項の規定による建築物の認定				○			(5)	
建築部	建築指導課	認定班	(58) 建基法第 86 条の 5 第 2 項の規定による認定の取消し				○			(5)	

建築部	建築指導課	認定班	(59) 建基法第 86 条の 6 第 2 項の規定による建築物の認定				○			(5)	
建築部	建築指導課	認定班	(60) 建築基準法施行令(昭和 25 年政令第 338 号。以下「建基令」という。)第 115 条の 2 第 1 項第 4 号の規定による建築物の認定				○			(5)	
建築部	建築指導課	認定班	(61) 建基令第 131 条の 2 第 1 項の規定による街区の指定		○					(5)	
建築部	建築指導課	認定班	(62) 建基令第 131 条の 2 第 2 項及び第 3 項の規定による建築物の認定				○			(5)	
建築部	建築指導課	認定班	(63) 租特法第 28 条の 4 第 3 項第 6 号及び第 7 号ロ、第 31 条の 2 第 2 項第 15 号ニ、第 62 条の 3 第 4 項第 15 号ニ、第 63 条第 3 項第 6 号及び第 7 号ロ並びに第 68 条の 69 第 3 項第 6 号及び第 7 号ロの規定による優良住宅の認定				○			(5)	
建築部	建築指導課	認定班	(64) 狭あい道路拡幅整備要綱に基づく協議等				○			(5)	
建築部	建築指導課	認定班	(65) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成 18 年法律第 91 号)に基づく認定等				○			(5)	
建築部	建築指導課	認定班	(66) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 15 条第 1 項に規定する基準適合命令		○					(6)	
建築部	建築指導課	認定班	(67) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 21 条に規定する改善の措置命令		○					(6)	

建築部	建築指導課	認定班	(68) 千葉県福祉のまちづくり条例(平成8年千葉県条例第1号。以下「県福まち条例」という。)第18条の規定による届出の受理				○			(7)	
建築部	建築指導課	認定班	(69) 県福まち条例第19条の規定による指導及び助言				○			(6)	
建築部	建築指導課	認定班	(70) 県福まち条例第20条の規定による届出の受理				○			(7)	
建築部	建築指導課	認定班	(71) 県福まち条例第21条の規定による勧告				○			(6)	
建築部	建築指導課	認定班	(72) 県福まち条例第22条の規定による公表				○			(6)	
建築部	建築指導課	認定班	(73) 県福まち条例第23条の規定による報告の徴収又は指導及び助言				○			(6)	
建築部	建築指導課	認定班	(74) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)第6条第1項の規定による認定				○			(5)	
建築部	建築指導課	認定班	(75) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第2項の規定による変更の認定				○			(5)	
建築部	建築指導課	認定班	(76) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第10条の規定による承認				○			(5)	
建築部	建築指導課	認定班	(77) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第13条第1項及び第2項の規定による改善命令		○					(6)	
建築部	建築指導課	認定班	(78) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第14条第1項の規定による計画認定の取消し				○			(6)	

建築部	建築指導課	調整班	(79) 千葉市中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例(平成7年千葉市条例第53号。以下「中高層条例」という。)第9条第1項及び第2項に規定するあっせん開始通知				○			(5)	
建築部	建築指導課	調整班	(80) 中高層条例第10条に規定するあっせん打切通知				○			(6)	
建築部	建築指導課	調整班	(81) 中高層条例第14条第2項に規定する調停受諾勧告		○					(6)	
建築部	建築指導課	調整班	(82) 中高層条例第20条に規定する措置命令		○					(6)	
建築部	建築指導課	調整班	(83) 中高層条例第21条に規定する公表	○						(6)	
建築部	建築指導課	調整班	(84) 千葉市中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例施行規則(平成7年千葉市規則第70号。以下「中高層条例施行規則」という。)第12条第1項に規定する受理通知				○			(5)	
建築部	建築指導課	調整班	(85) 中高層条例施行規則第19条第1項に規定する調停開始通知		○					(5)	
建築部	建築指導課	調整班	(86) ワンルームマンション建築指導要綱の規定に基づく指導				○			(7)	
建築部	建築指導課	調整班	(87) ワンルームマンション建築指導要綱第15条第1項の規定に基づくあっせん開始通知				○			(5)	
建築部	建築指導課	調整班	(88) ワンルームマンション建築指導要綱第16条第2項の規定に基づくあっせん打切通知				○			(6)	

建築部	建築指導課	調整班	(89) 遺体保管所等の設置、管理及び運営に関する指導要綱の規定に基づく指導				○			(7)	
建築部	建築指導課	調整班	(90) 建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条に基づく報告書の受理				○			(7)	
建築部	建築指導課	調整班	(91) 建築物の耐震改修の促進に関する法律第8条第1項の規定による命令(同法附則第3条第3項の規定による準用を含む)			○				(6)	
建築部	建築指導課	調整班	(92) 建築物の耐震改修の促進に関する法律第8条第2項の規定による公表(同法附則第3条第3項の規定による準用を含む)	○						(6)	
建築部	建築指導課	調整班	(93) 建築物の耐震改修の促進に関する法律第9条の規定による公表(同法附則第3条第3項の規定による準用を含む)	○						(6)	
建築部	建築指導課	調整班	(94) 建築物の耐震改修の促進に関する法律第12条第1項及び第2項の規定による指導、助言及び指示(同法附則第3条第3項の規定による準用を含む)				○			(6)	
建築部	建築指導課	調整班	(95) 建築物の耐震改修の促進に関する法律第12条第3項の規定による公表(同法附則第3条第3項の規定による準用を含む)	○						(6)	
建築部	建築指導課	調整班	(96) 建築物の耐震改修の促進に関する法律第13条第1項の規定による報告、立ち入り及び検査(同法附則第3条第3項の規定による準用を含む)				○			(6)	
建築部	建築指導課	調整班	(97) 建築物の耐震改修の促進に関する法律第15条第1項及び第2項の規定による指導、助言及び指示				○			(6)	

建築部	建築指導課	調整班	(98) 建築物の耐震改修の促進に関する法律第15条第3項の規定による公表	○						(6)	
建築部	建築指導課	調整班	(99) 建築物の耐震改修の促進に関する法律第15条第4項の規定による報告、立ち入り及び検査				○			(6)	
建築部	建築指導課	調整班	(100) 建築物の耐震改修の促進に関する法律第16条第2項の規定による指導及び助言				○			(6)	
建築部	建築指導課	調整班	(101) 建築物の耐震改修の促進に関する法律第17条第3項及び第18条第1項の規定による認定				○			(5)	
建築部	建築指導課	調整班	(102) 建築物の耐震改修の促進に関する法律第19条の規定による報告				○			(6)	
建築部	建築指導課	調整班	(103) 建築物の耐震改修の促進に関する法律第20条の規定による改善措置命令		○					(6)	
建築部	建築指導課	調整班	(104) 建築物の耐震改修の促進に関する法律第21条の規定による認定の取消し				○			(6)	
建築部	建築指導課	調整班	(105) 建築物の耐震改修の促進に関する法律第22条第2項の規定による認定				○			(5)	
建築部	建築指導課	調整班	(106) 建築物の耐震改修の促進に関する法律第23条の規定による認定の取消し				○			(6)	
建築部	建築指導課	調整班	(107) 建築物の耐震改修の促進に関する法律第24条第1項の規定による報告、立ち入り及び検査				○			(6)	
建築部	建築指導課	調整班	(108) 建築物の耐震改修の促進に関する法律第25条第2項の規定による認定				○			(5)	

建築部	建築指導課	調整班	(109) 建築物の耐震改修の促進に関する法律第27条第1項及び第2項の規定による指導、助言及び指示				○			(6)	
建築部	建築指導課	調整班	(110) 建築物の耐震改修の促進に関する法律第27条第3項の規定による公表	○						(6)	
建築部	建築指導課	調整班	(111) 建築物の耐震改修の促進に関する法律第27条第4項の規定による報告、立ち入り及び検査				○			(6)	
建築部	建築指導課	調整班	(112) 建築物の耐震改修の促進に関する法律附則第3条に基づく報告書の受理				○			(7)	
建築部	建築指導課	調整班	(113) 耐震診断助成事業要綱に基づく耐震診断士の登録等				○			(5)	
建築部	建築指導課	調整班	(114) マンションの建替え等の円滑化に関する法律第102条第2項の規定による認定				○			(5)	
建築部	建築指導課	企画管理班 認定班	(115) 建基法施行細則第9条第1項ただし書の規定による変更の承認				○			(5)	
建築部	建築情報相談課	審査班	(1) 建基法第6条の規定に基づく建築物の確認				○			(5)	
建築部	建築情報相談課	審査班	(2) 建基法第6条の2第5項の規定による報告の受理(同条第6項の規定による通知を含む)				○			(7)	
建築部	建築情報相談課	審査班	(3) 建基法第7条の規定に基づく建築物に関する完了検査による検査済証の交付				○			(5)	
建築部	建築情報相談課	審査班	(4) 建基法第7条の2第3項の規定による通知及び同条第6項の規定による報告の受理						○	(7)	

建築部	建築情報相談課	審査班	(5) 建基法第7条の3の規定に基づく建築物の中間検査合格証の交付				○			(5)	
建築部	建築情報相談課	審査班	(6) 建基法第7条の4第2項の規定による通知及び同条第6項の規定による報告の受理						○	(7)	
建築部	建築情報相談課	審査班	(7) 建基法第7条の6第1項の規定に基づく建築物の仮使用の認定				○			(5)	
建築部	建築情報相談課	審査班	(8) 建築基準法第7条の6第3項の規定による報告の受理(同条第4項の規定による通知を含む)				○			(7)	
建築部	建築情報相談課	審査班	(9) 建基法第12条の規定に基づく建築主事への報告の受理				○			(7)	
建築部	建築情報相談課	審査班	(10) 建基法第18条の規定に基づく計画通知に関する事務				○			(5)	
建築部	建築情報相談課	建築相談班	(11) 建基法第43条の規定に基づく認定				○			(5)	
建築部	建築情報相談課	建築相談班	(12) 建基法第43条の規定に基づく許可		○					(5)	
建築部	建築情報相談課	建築相談班	(13) 建基法施行細則第9条第1項ただし書の規定による変更				○			(5)	
建築部	建築情報相談課	審査班	(14) 建築基準法第86条の8の規定による全体計画認定				○			(5)	
建築部	建築情報相談課	審査班	(15) 建築基準法第87条の2の規定による全体計画認定				○			(5)	
建築部	建築情報相談課	審査班	(16) 建基法第90条の3の規定による安全上の措置等に関する計画の届出の受理				○			(7)	

建 築 部	建 築 情 報 相 談 課	審 査 班	(17) 建基法施行令第 137 条の 16 第 1 項第 2 号の規定による移転の認定				○			(5)	
建 築 部	建 築 情 報 相 談 課	審 査 班	(18) 建築基準法施行条例(昭和 36 年千葉県条例第 39 号。以下「県建基法施行条例」という。)第 5 条ただし書、第 7 条ただし書、第 8 条ただし書、第 12 条ただし書、第 14 条第 3 項、第 22 条の 3、第 23 条第 3 項、第 39 条第 3 項第 2 号、第 40 条第 1 項第 2 号、第 42 条第 3 項、第 44 条第 3 項の規定による制限の適用除外の認定				○			(5)	
建 築 部	建 築 情 報 相 談 課	審 査 班	(19) 県建基法施行条例第 51 条第 4 項の規定による制限の緩和の認定				○			(5)	
建 築 部	建 築 情 報 相 談 課	構 造 設 備 班	(20) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成 27 年法律第 53 号。以下「建築物省エネ法」という。)第 8 条の規定による指導及び助言				○			(6)	
建 築 部	建 築 情 報 相 談 課	構 造 設 備 班	(21) 建築物省エネ法第 12 条第 3 項の規定による適合性判定通知書の交付				○			(5)	
建 築 部	建 築 情 報 相 談 課	構 造 設 備 班	(22) 建築物省エネ法第 12 条第 4 項の規定による延長する旨の通知書の交付				○			(5)	
建 築 部	建 築 情 報 相 談 課	構 造 設 備 班	(23) 建築物省エネ法第 12 条第 5 項の規定による適合するかどうかを決定することができない旨の通知書の交付				○			(5)	
建 築 部	建 築 情 報 相 談 課	構 造 設 備 班	(24) 建築物省エネ法第 13 条第 4 項の規定による適合性判定通知書の交付				○			(5)	
建 築 部	建 築 情 報 相 談 課	構 造 設 備 班	(25) 建築物省エネ法第 13 条第 5 項の規定による延長する旨の通知書の交付				○			(5)	

建 築 部	建 築 情 報 相 談 課	構 造 設 備 班	(26) 建築物省エネ法第13条第6項の規定による適合するかどうかを決定することができない旨の通知書の交付				○			(5)	
建 築 部	建 築 情 報 相 談 課	構 造 設 備 班	(27) 建築物省エネ法第14条第1項の規定による是正措置命令		○					(6)	
建 築 部	建 築 情 報 相 談 課	構 造 設 備 班	(28) 建築物省エネ法第14条第2項の規定による是正措置要請				○			(5)	
建 築 部	建 築 情 報 相 談 課	構 造 設 備 班	(29) 建築物省エネ法第16条第1項の規定による指示				○			(6)	
建 築 部	建 築 情 報 相 談 課	構 造 設 備 班	(30) 建築物省エネ法第16条第2項の規定による命令		○					(6)	
建 築 部	建 築 情 報 相 談 課	構 造 設 備 班	(31) 建築物省エネ法第17条第1項の規定による報告の受理又は立入検査				○			(5)	
建 築 部	建 築 情 報 相 談 課	構 造 設 備 班	(32) 建築物省エネ法第19条第1項の規定による建築物の新築及び増改築に係る届出の受理						○	(7)	
建 築 部	建 築 情 報 相 談 課	構 造 設 備 班	(33) 建築物省エネ法第19条第2項の規定による指示				○			(6)	
建 築 部	建 築 情 報 相 談 課	構 造 設 備 班	(34) 建築物省エネ法第19条第3項の規定による命令		○					(6)	
建 築 部	建 築 情 報 相 談 課	構 造 設 備 班	(35) 建築物省エネ法第20条第2項の規定による計画通知の受理						○	(5)	
建 築 部	建 築 情 報 相 談 課	構 造 設 備 班	(36) 建築物省エネ法第20条第3項の規定による計画通知に関する協議				○			(5)	
建 築 部	建 築 情 報 相 談 課	構 造 設 備 班	(37) 建築物省エネ法第21条第1項の規定による報告の受理又は立入検査				○			(5)	

建 築 部	建 築 情 報 相 談 課	構 造 設 備 班	(38) 建築物省エネ法第30条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定				○			(5)	
建 築 部	建 築 情 報 相 談 課	構 造 設 備 班	(39) 建築物省エネ法第30条第3項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の通知				○			(5)	
建 築 部	建 築 情 報 相 談 課	構 造 設 備 班	(40) 建築物省エネ法第31条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定				○			(5)	
建 築 部	建 築 情 報 相 談 課	構 造 設 備 班	(41) 建築物省エネ法第32条の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画認定に係る新築等の状況に関する報告の受理				○			(7)	
建 築 部	建 築 情 報 相 談 課	構 造 設 備 班	(42) 建築物省エネ法第33条の規定による改善措置命令		○					(6)	
建 築 部	建 築 情 報 相 談 課	構 造 設 備 班	(43) 建築物省エネ法第34条の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画認定の取消し				○			(6)	
建 築 部	建 築 情 報 相 談 課	構 造 設 備 班	(44) 建築物省エネ法第36条第2項の規定による基準に適合している旨の認定				○			(5)	
建 築 部	建 築 情 報 相 談 課	構 造 設 備 班	(45) 建築物省エネ法第37条の規定による基準適合認定の取消し				○			(6)	
建 築 部	建 築 情 報 相 談 課	構 造 設 備 班	(46) 建築物省エネ法第38条第1項の規定による報告の受理又は立入検査				○			(5)	
建 築 部	建 築 情 報 相 談 課	構 造 設 備 班	(47) 建築物省エネ法附則第3条第2項の規定による建築物の特定増改築に係る届出の受理						○	(7)	
建 築 部	建 築 情 報 相 談 課	構 造 設 備 班	(48) 建築物省エネ法附則第3条第3項の規定による指示				○			(6)	
建 築 部	建 築 情 報 相 談 課	構 造 設 備 班	(49) 建築物省エネ法附則第3条第4項の規定による命令		○					(6)	

建 築 部	建 築 情 報 相 談 課	構 造 設 備 班	(50) 建築物省エネ法附則第3条第7項の規定による計画通知の受理						○	(5)	
建 築 部	建 築 情 報 相 談 課	構 造 設 備 班	(51) 建築物省エネ法附則第3条第8項の規定による協議						○	(5)	
建 築 部	建 築 情 報 相 談 課	構 造 設 備 班	(52) 千葉県建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等実施要綱第7条第2項の規定による認定しない旨の通知						○	(5)	
建 築 部	建 築 情 報 相 談 課	構 造 設 備 班	(53) 千葉県建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等実施要綱第8条の規定による軽微な変更届の受理						○	(7)	
建 築 部	建 築 情 報 相 談 課	構 造 設 備 班	(54) 千葉県建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等実施要綱第9条第2項の規定による軽微変更該当証明書の交付						○	(5)	
建 築 部	建 築 情 報 相 談 課	構 造 設 備 班	(55) 千葉県建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等実施要綱第17条第2項の規定による省エネ基準に適合しない旨の通知						○	(5)	
建 築 部	建 築 情 報 相 談 課	構 造 設 備 班	(56) 千葉県建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等実施要綱第22条第3項の規定による認定建築主変更届受理の通知						○	(5)	
建 築 部	建 築 情 報 相 談 課	構 造 設 備 班	(57) 千葉県建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等実施要綱第23条第2項の規定による所有者変更届出受理の通知						○	(5)	
建 築 部	建 築 情 報 相 談 課	構 造 設 備 班	(58) 千葉県建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等実施要綱第24条の規定による取り下げ届の受理						○	(7)	
建 築 部	建 築 情 報 相 談 課	構 造 設 備 班	(59) 千葉県建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等実施要綱第25条の規定による取りやめ届の受理						○	(7)	

建築部	建築情報相談課	構造設備班	(60) 千葉県建築物エネルギー消費性能適合性判定実施要綱第5条第2項の規定による軽微変更該当証明書の交付				○			(5)	
建築部	建築情報相談課	構造設備班	(61) 千葉県建築物エネルギー消費性能適合性判定実施要綱第5条第3項の規定による軽微な変更該当しない旨の通知書の交付				○			(5)	
建築部	建築情報相談課	構造設備班	(62) 千葉県建築物エネルギー消費性能適合性判定実施要綱第6条の規定による取り下げ届の受理				○			(7)	
建築部	建築情報相談課	構造設備班	(63) 千葉県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく建築物に係る届出等に関する要綱第5条の規定による通知						○	(5)	
建築部	建築情報相談課	構造設備班	(64) 千葉県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく建築物に係る届出等に関する要綱第8条の規定による取りやめ届の受理						○	(7)	
建築部	建築情報相談課	構造設備班	(65) 千葉県建築物の環境配慮に関する要綱第6条各項、第8条各項、第9条及び第10条の規定による届出の受理				○			(7)	
建築部	建築情報相談課	構造設備班	(66) 千葉県建築物の環境配慮に関する要綱第13条の規定による報告の徴収等				○			(7)	
建築部	建築情報相談課	構造設備班	(67) 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)第53条第1項の規定による認定				○			(5)	
建築部	建築情報相談課	構造設備班	(68) 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項の規定による変更の認定				○			(5)	
建築部	建築情報相談課	構造設備班	(69) 都市の低炭素化の促進に関する法律第57条第1項の規定による改善命令		○					(6)	

建築部	建築情報相談課	構造設備班	(70) 都市の低炭素化の促進に関する法律第 58 条第 1 項の規定による計画認定の取消し				○			(6)	
公園緑地部	緑政課	緑と花の推進室	(1) 都市緑地法の規定に基づく緑地協定の認可		○					(5)	
公園緑地部	公園管理課	管理班	(1) 都市公園法第 5 条第 2 項の規定に基づく公園施設の自動販売機の設置許可(交通政策課、都心整備課、公園緑地事務所及び指定管理班が所管するものを除く。)		○ 重要なもの		○			(5)	
公園緑地部	公園管理課	指定管理班	(2) 都市公園法第 5 条第 2 項の規定に基づく公園施設のうち、都市公園条例第 7 条別表第 3 に掲げる有料公園施設及び別表第 3 の 2 に掲げる市長が指定する区域の設置許可及び管理許可		○ 重要なもの		○			(5)	
公園緑地部	公園管理課	施設班	(3) 都計法第 39 条及び第 40 条第 2 項の規定に基づく開発行為等に伴う公園、緑地等の帰属		○					(7)	
公園緑地部	公園管理課	緑地保全班	(4) 都市緑地法第 14 条の規定に基づく行為許可申請等の受理		○					(5)	
公園緑地部	公園管理課	緑地保全班	(5) 首都圏近郊緑地保全法第 7 条の規定に基づく行為届出の受理				○			(7)	

公園 緑地 部	公園管 理課	緑地保 全班	(6) 保全条例第8条及び第9条の規定に基づく保存樹木等の伐採等の届出の受理及び変更措置				○			(7)	
公園 緑地 部	公園管 理課	緑地保 全班	(7) 保全条例第12条の規定に基づく保存樹木等の所有者に対する勧告				○			(6)	
公園 緑地 部	公園緑 地事務 所		(1) 都市公園法第5条第2項の規定に基づく公園施設の設置又は管理の許可(交通政策課及び都心整備課が所管するもの及び自動販売機の設置許可を除く。)		○ 重要 なも の		○			(5)	
公園 緑地 部	公園緑 地事務 所		(2) 都市公園法第6条第1項の規定に基づく公園、緑地等の占用の許可(交通政策課及び都心整備課が所管するものを除く。)				○			(5)	
公園 緑地 部	公園緑 地事務 所		(3) 都市公園法第27条の規定に基づく公園、緑地等の占有者又は使用者に対する監督処分(交通政策課及び都心整備課が所管するものを除く。)				○			(6)	
公園 緑地 部	公園緑 地事務 所		(4) 都市公園条例第2条第1項の規定に基づく公園、緑地内の行為の許可(交通政策課及び都心整備課が所管するものを除く。)				○			(5)	
公園 緑地 部	公園緑 地事務 所		(5) 都市公園条例第10条第1項の規定に基づく有料公園施設の使用の許可				○			(5)	

公園 緑地 部	動物公 園		(1) 都市公園法第5条第2項の規定 に基づく園内施設設置の許可及び管 理の許可		○ 重要 なも の		○			(5)	
公園 緑地 部	動物公 園		(2) 都市公園法第6条第1項の規定 に基づく動物公園の占用の許可				○			(5)	
公園 緑地 部	動物公 園		(3) 都市公園条例第2条第1項の規 定に基づく公園、緑地内の行為許可				○			(5)	
公園 緑地 部	動物公 園		(4) 都市公園条例第10条第1項の 規定に基づく動物公園の使用許可				○			(5)	
公園 緑地 部	動物公 園		(5) 都市公園条例第24条の規定に 基づく動物公園の使用者又は占用者 に対する監督処分				○			(6)	

別表2

部	課・課内室	専決すべき事項	課内回議	備考
	都市政策課 都市景観デザイン 室	(1) 屋外広告物の規制に関する こと。	主査、都市景観デザイン室長の 順	
都 市 部	交通政策課	(1) 千葉中央港地区のまちづくりに関 すること。	主査、交通まちづくり担当課長 の順	
都 市 部	交通政策課	(2) 千葉みなと棧橋公園の管理に関 すること。	主査、交通まちづくり担当課長 の順	
都 市 部	交通政策課	(3) 旅客船ターミナル等複合施設の 管理に関すること。	主査、交通まちづくり担当課長 の順	
都 市 部	交通政策課	(4) 港湾施設の整備及び管理に関 すること。	主査、交通まちづくり担当課長 の順	